

長野県ハググパラグライディング連盟(NHPF)規約

- 第1条 (名称) 本連盟の名称を長野県ハググパラグライディング連盟と称する。
(以下連盟と呼ぶ。)
- 第2条 (代表機関) 本連盟は日本ハググパラグライディング連盟の傘下に位置し長野県に於けるハグググライダー、パラグライダーに関する全ての統括意志の代表機関とする。
- 第3条 (組織) 1, 本連盟は長野県で、ハグググライダー、パラグライダー活動を行っているクラブ、スクールを代表する者、及びフライヤー登録者を以て組織する。
2, 本条第1項の者が、本年度本連盟の会員となるには、本年6月末日までに入会手続きをしなくてはならない。
但し、他都道府県連盟の会員だった者又はフライヤー登録新規登録者その他理事長が認めた場合に限り、本年度末までの期間とする。
- 第4条 (目的) 本連盟は長野県内のハグググライダー、パラグライダーフライヤーならびに関係者の意志を統括代表し、日本ハググパラグライディング連盟の支部として長野県内諸団体の活動の推進と円滑化をはかると共に、各種安全基準ならびに諸制度の制定及び勧告を行い、長野県のハグググライダー、パラグライダー活動の健全な発展と普及をはかることを目的とする。
- 第5条 (会計) 1, 本連盟の運営費は連盟に於て定める会費とその他をもって当て、会費については会計規則に定める。
2, 本連盟の会計年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。
- 第6条 (役員) 1, (1), 本連盟に次の役員をおく。
理事長 1名
地区理事 4名～5名
会計監査 2名以内
事務局(第10条2の業務担当) 1名
(2), (1)の役員のうち、理事長・地区理事で、理事会を組織し規約に定めるもののほか、総会の権限以外の事項を議決し執行する。
2, 役員を選出は、当年度を含め連続する3年間以上連盟登録する会員から、連盟会員の互選により定める。
3, 理事長は本連盟を代表し統括する。
4, 役員任期を2年とする。但し再任を妨げない。
- 第7条 (会議) 1, 本連盟の会議は総会と理事会とする。
2, 総会は第3条に規定する連盟会員の会議とする。
3, 会議は理事長が召集し開催する。
4, 総会は年1回開催する。
5, 総会は連盟会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立とする。
6, 理事会は半年に一度開催する。
7, 臨時総会、臨時理事会は、随時理事長の召集により行うことができる。
8, 召集は最低10日の猶予をもって通知する。但し緊急の場合はその限りにあらず。
- 第8条 (事業内容) 1, ハグググライダー、パラグライダーの技術向上と安全確保に必要な事業。
2, ハグググライダー、パラグライダーエリアの開発及び管理指導。

- 3, 競技会, 検定会等の開催及び協力支援。
- 4, 内外の情報収集及び広報活動。
- 5, 長野県内のライターの掌握及び安全指導。
- 6, 助教員検定会。
- 7, 教員・助教員の資格更新の推薦。
- 8, 指導者研修・検定会への推薦。
- 9, 全日本選手権出場推薦。
- 10, 日本ハッグ・パラグライティング連盟の支部としての事務及び事業。

- 第9条 (委員会) 第8条の事業の遂行に必要な委員会を, 理事会において設置することができる。
- 第10条 (事務局) 1, 本連盟に事務局をおく。
2, 事務局は, 記録・通報・会計事務を主な業務とする。
- 第11条 (所在地) 本連盟の所在地は事務局住所とする。
- 第12条 (付則) 1, 本規約の施行に必要な細則は, 理事会の決議により理事長がこれを定める。
2, 本規約を変更するには, 理事会の決議の後総会における承認を必要とする。
3, この規約は平成 7年 4月25日から実施する。

変更

- 平成17年6月8日 第6条 (役員) 役職・人数削減
第8条 (事業内容) の7を変更
第10条 (事務局) の2、業務追加
- 平成19年6月20日 第6条 (役員) 2項 役員に選出されるための必要在籍期間を明記
- 平成21年6月24日 第11条 (所在地) 理事長宅を、事務局住所、に変更。

NHPF 細則

- 細則1 (推薦条件) 1, 教員・助教員の更新の推薦 (' 95, 5, 23)
- (1) 本年度, 前年度, 前前年度, NHPFの会員であること。
または
転入者等で, 他都道府県連盟において同等の実績を持つ者。
- (2) NHPF登録スクールに所属し、実際に指導に携わっていること。
~~(3) NHPFの開催する更新講習会に参加すること。~~
以上の条件を満たした者。
- 2, 指導者研修会・検定会申込みの推薦 (' 95, 5, 23)
- (1) 現在, NHPFの会員である助教員。
(2) NHPF登録教員及び登録スクールの推薦。
- 4, 日本選手権への推薦 (' 97, 6, 12)
- 次の優先順位で推薦する。
(1) 前年度の連盟ポイント大会の上位より選考する。
(2) 前年度のスカイライン長野の総合成績の上位より選考する。
(3) 前年度のナショナルポイント上位より選考する。
- (4) 選考基準が満たされない場合は理事長に一任される。

但し、選考の選手は、前年度及び今年度も連盟の会員であること。

細則2 (受験資格)

1, 助教員検定

(' 95, 5, 23)

(1) NHPFの会員であること(入会者も含む)。

(2) NHPF登録教員の推薦。

[制定]平成 7年 4月 25日

[改定]

2000、6、7 細則1の一部項目 削除(細則1の3 学科検定員推薦基準、並び1の5 JHF「スクール登録」への登録基準確認の条件)

2005、6、8 細則1(推薦条件)の1、

<(3) NHPFの開催する更新講習会に参加すること。>を削除。